

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法で定められた感染症に感染、または感染した疑いのある場合、感染の拡大を防ぐため出席停止となります。対象の感染症一覧は次のとおりです。

【主な学校感染症と出席停止期間（学校保健安全法施行規則より抜粋）】

	感染症の種類	出席停止の期間の基準・目安
第1種	エボラ出血熱、ペストなど	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで。
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が正体した後日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで。
第3種	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	その他の感染症 ※学校での感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、第3種感染症の「その他の感染症」として出席停止の措置をとることができる感染症であり、あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。感染症にり患した場合は診断名をお知らせください。	

【学校感染症による出席停止の手順】

- 1 感染が判明した場合、担任に連絡し、必要な期間、静養します。
- 2 出席停止期間が過ぎたら登校します。
- 3 登校後、出席停止届出書*を担任から受け取り、保護者が注意事項を確認し、必要事項を記入します。
- 4 記入した出席停止届出書*を担任に提出します。

*インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症では出席停止連絡書を提出します。